

(4)療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて

- 療育手帳制度については、法令上に規定がないことから、マイナンバー制度において本年7月を目途として予定されている情報連携により、療育手帳に関する特定個人情報の情報提供を行うことはできない。
- これに関して、平成28年地方分権改革に関する提案募集では「療育手帳関係情報についても情報連携の対象とすること」について提案が寄せられており、番号制度の趣旨を踏まえると、療育手帳所持者についても、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者と同様、各種行政手続においてマイナンバーを利用いただける環境を整備することが大切と考える。
- そのため、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、交付事務を行う各自治体における独自利用事務条例(番号法第9条第2項)の制定状況に基づき、情報連携により情報提供できる特定個人情報(番号法別表第2に基づく主務省令)として整備することとしている。
- 昨年9月に実施した独自利用事務条例の制定状況に関する調査結果によれば、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち10自治体においてのみ条例が制定されている状況であることから、主務省令の整備には至っていない。多くの自治体において条例制定されることが、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることにつながることから、趣旨をご理解いただき、引き続き各自治体において独自利用事務条例の制定についてお願いする。後日、制定状況の確認をさせていただきます。